資料2

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和元年7月19日提出 我孫子市

表(1) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	防災	(5月17日委員会での質疑・意見) この土地はこれまで液状化現象がみられたことはあるのか。 (6月28日現地調査での質疑・意見) 液状化現象は確認されていないとのことだが、当該地域は沖積低地であり、液状化現象が想定される地域と考えられる。十分に注意願いたい。工事用の資材の種類によっては液状化しやすくなる可能性もある。資材の材質等にも配慮すれば、防災面からもより良い施設になると思う。	(5月17日委員会での回答) 対象事業実施区域においては、液状化現象は確認されていません。 (6月28日現地調査での回答) ご助言のとおり、防災面においても、十分に配慮した施設計画とします。
2	事業計画	現施設の概要	(5月17日委員会での質疑・意見) 現施設が供用後45年以上経過している 施設であるため、建物にアスベストが使わ れている可能性が高い。アスベストについ ての対応を確認したい。	
3	事業計画	現施設の 概要	(5月17日委員会での質疑・意見) 類似施設では20年更新が通常であることから、現施設において、その年数にあたる90年代に更新工事などが行われている可能性がある。工事履歴を確認したい。	(5月17日委員会での回答) 現施設で実施された大きな工事としては、平成10年代に、ダイオキシン類の 対策工事として、排ガスの処理系統の一部について工事を行っております。 (5月17日委員会後の追加意見の回答) 上記に加えて、1号炉については、平成6~8年に焼却炉のごみ投入口から誘 引通風機までの機器を全て更新する基幹的施設整備を実施しています。

表(2) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	事業計画	現施設・計画	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
		施設の概要	現施設から白煙が見えるが、白煙防止設	現施設には、白煙防止設備はありません。白煙防止設備は、エネルギー効率
4			備は現施設にあるものなのか。また、新施	の観点から環境省においても推奨されておらず、新施設においても設置の予定
			設において白煙防止設備を設置する計画	はありません。
			があるのか確認したい。	
	事業計画	処理能力	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
5			新廃棄物処理施設は現施設と比較して	現施設が 2 炉併せて 195t/日ですが、新廃棄物処理施設は 60t/日×2 炉、合
			処理能力は増減するのか。	計 120t/日となり、能力は小さくなります。
	事業計画	処理能力	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
6			施設の広域化については検討を行った	東日本大震災以前に、柏市と共同で施設を建設することを検討していました
			のか。	が、両市の分別収集のあり方や放射能対策等により、焼却施設の共同設置を見
				送りました。
	事業計画	建築計画	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
7			工事の実施にあたって掘削することが	
'			想定されるが、その際の深さはどれくらい	
			になるのか。	10m よりも少し深く掘ることになります。
	事業計画	処理方式の概	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
8		要及び処理の	剪定枝木は今後、リサイクルセンターに	
		 流れ	おいて、チップ化を行い、堆肥にするのか。	する予定です。堆肥化は行いません。
	事業計画	水質汚濁防止	 (6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
	4米川岡		(0 万 20 口気地調査 Cの負無・思元/ 洗車排水は、排水処理設備で処理後公共	、(0月20日現地調査での回告)
9		計画	用水域に放流するのか。	行うため、公共用水域には放流しません。
			稼働時に、布湖排水路へは、どのような	
			排水を放流するのか。	ます。
			127/17 で 112/11 3 のひか。	^ 7 °

表(3) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	大気質	予測・評価	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
			大気質の予測評価結果について、委員会	「建設機械の稼働による影響(粉じん)」の予測結果は 7-22 ページ、「工事用
			資料に、それぞれ「建設機械の稼働による	車両の走行による影響」の予測結果は 7-42 ページ、「新廃棄物処理施設の稼働
			影響(粉じん)」、「工事用車両の走行によ	による影響」における長期平均濃度の予測結果は 7-91 ページに記載していま
			る影響」、「新廃棄物処理施設の稼働による	す。また、短期高濃度の予測結果は 7-100 ページ表 7-2-72 に大気安定度不安定
			影響」、「廃棄物運搬車両の走行による影	時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンドラフトといった各ケース
10			響」としてまとめられている。この内容・	の予測結果を整理しています。「廃棄物運搬車両の走行による影響」の予測結果
10			検討結果について、準備書のどこに記載さ	は 7-124 ページに記載しています。
			れているのかを確認したい。	
			また、知事意見で、短期高濃度発生時、	
			例えばダウンウォッシュ発生時などを考	
			慮して予測するように述べられている。こ	
			の内容・検討結果についても、準備書のど	
			こに記載されているのかを確認したい。	
	大気質	予測・評価	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月 28 日現地調査での回答)
			新廃棄物処理施設の稼働による大気質	新廃棄物処理施設の稼働による大気質の予測方法は、7-77 ページに記載して
11			について、長期平均濃度の最大着地地点の	います。
11			予測方法を教えて頂きたい。	また、気象データは、対象事業実施区域内で 1 年間測定した結果を用いてい
			また、その予測に用いた気象データの出	ます。
			典を教えて頂きたい。	

表(4) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	騒音及び	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
	超低周波		T4 地点の時間率騒音の累積分布の状況	T4 地点の時間率騒音の分布状況について、騒音は概ね 45 デシベル (準備書
	音		はどのようになっているのか。	の資 3-5 ページの表およびグラフに記載している L _{A95} : 騒音の瞬間値の全データ
12				を大きい方から順に並べたときの 95%値)となっています。時おり車両が通行
				すると、そのときだけ騒音は 65 デシベル (準備書の資 3-5 ページの表およびグ
				ラフに記載している L _{A5} : 騒音の瞬間値の全データを大きい方から順に並べたと
				きの5%値)に近い値となります。
	騒音及び	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月 28 日現地調査での回答)
	超低周波		T4 地点が環境基準を超えているのに対	環境基準の違いが大きいと考えています。また、準備書 7-209 ページ図
13	音		し、交通量の多い T2 地点は環境基準を下	7-2-67(2)に示したとおり、T2 地点の道路形状をみると車線から敷地境界 (現
			回っている。理由はどういったことが考え	地調査地点)が離れていることも要因と考えられます。
			られるのか。	
	騒音及び	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月 28 日現地調査での回答)
14	超低周波		T3 地点はもっと北側でもよかったので	北側は周辺環境が水田となるため、保全対象となる住宅が密集している地点
	音		はないか。	を代表点として選定しました。
	騒音及び	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月 28 日現地調査での回答)
	超低周波		廃棄物運搬車両の走行ルートのうち、騒	その通りです。T4 地点は第一種低層住居専用地域であり、道路形状も 1 車線
15	音		音からみて最も厳しい状況となっている	しかないこと等から、環境基準が厳しい地域です。
			のは T4 地点付近であるという認識でよい	
			か。	
	騒音及び	予測・評価	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月 28 日現地調査での回答)
16	超低周波		廃棄物運搬車両の将来の走行台数は、T4	廃棄物運搬車両の将来の走行台数が最大となるのは T1 地点 (本線)、T2 地点
	音		地点が一番多い計画となっているのか。	となります。

表(5) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	騒音及び	調査、予測・	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
	超低周波	評価	・騒音及び超低周波音に関する廃棄物運搬	T4 地点は、現在、廃棄物運搬車両走行ルートとなっており、今後も廃棄物運
	音		車両の走行による影響で、なぜ T4 地点を	搬車両走行ルートとして選定される計画です。加えて、保全対象となる住宅が
			選定したのか、その理由を確認したい。	近くに存在するため選定しました。
			また、廃棄物運搬車両の影響を見るので	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			あれば、廃棄物運搬車両の走行していない	という予測を行った結果、T4地点では0.5デシベル上がると予測されました。
			日と走行する日を比較すべきではないか。	現況の交通量も現施設に関わる廃棄物運搬車両が走行している状態であり、将
			・なぜ T4 地点の現況騒音値が環境基準を	来も同程度と思われるため、現況で仮に廃棄物運搬車両が走っていなければ 0.5
			超過しているのかについて、もう少し丁寧	
17			に書くことが必要だと思う。	搬車両以外の影響で基準を超えてしまっている状態です。
				(5月17日委員会での回答の追加回答) 廃棄物運搬車両は平日、市内のいずれかの場所で毎日走行しているため、現 状で走行していない日の状況を把握することは困難です。予測及び評価につい ては、現状の廃棄物運搬車両を含む現況交通量に将来発生する廃棄物運搬車両 の想定台数を加え、安全側の観点から行っております。 また、T4 地点の現況騒音値が環境基準を超過した要因には、同地点が他の地 点に比べ道路幅員が小さいこと、その割には交通量が多いこと、特に廃棄物運 搬車両がまだ走行していない朝の通勤時間帯の交通量が多いこと、が挙げられ ます。評価書ではその旨を調査結果の部分に追記します。

表(6) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	騒音及び	調査、予測・	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
	超低周波	評価	準備書の7-261ページに自動車交通量の	一般車両は小型車が多いものの、廃棄物運搬車両は大型車両であるため、台
	音		調査結果が記載されており、そこでは T4	数以上に騒音値に影響を与えます。
			の合計台数が 1463 台、その中の 13 台がパ	
			ッカー車となっている。パッカー車の台数	
18			が将来増加する台数とすると、増加分としては、極めて小さいものと考えられる。し	
18			しては、極めて小さいものと考えられる。しかしながら、騒音の予測結果においては、	
			これらの影響により、0.5 デシベル大きく	
			なると記載されている。他の T1、T2、T3	
			いずれも、同様に廃棄物運搬車両がこれく	
			らいしか見込まれないのに、なぜ騒音が増	
			える結果となるのか確認したい。	
	土壌	調査	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
			土壌汚染状況調査及び詳細調査につい	準備書に記載した調査は、新廃棄物処理施設の建設箇所を含むエリアIで実
			て、試料を採取した深さを教えて頂きた	
			い。調査した箇所には建物があり、空いて	
			いる場所で調査したという理解でよいか。	計を予定しており、来年度以降土壌の対策工事を実施していく予定です。
			また、基準超過物質について、確認され	
			た土壌の深さを教えて頂きたい。	(5月17日委員会での回答の追加回答) 土壌汚染状況調査及び詳細調査を実施した深さは、準備書の 7-307 ページ表
19				工壌汚染仏沈調査及び評価調査を実施した沫さは、準備書の 7-307 ページ表 7-2-187 に記載しており、第一種特定有害物質は 0m~10m、第二種特定有害物質
				7 2 107 に記載して83 9、第一程時だけ占物質は 000 で1000、第二程時だけ占物質 は調査区画によって 0m~7.5m、若しくは 0m~10m となります。
				エリア I の調査箇所については、建物の有無に関わらず、土壌汚染対策法に
				基づき、適切に調査地点を設定しております。なお、エリアⅠ以外の範囲につ
				いても、工事の進捗に応じて順次、実施可能な範囲から土壌汚染対策法に基づ
				く土壌汚染状況調査を実施していく計画としております。
				基準超過物質の確認された土壌の深さは、準備書 7-308 ページ表 7-2-188 に
				示しましたとおり、Om~4.5mとなっております。
	土壌	調査	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
20			土壌汚染状況調査及び詳細調査結果の	準備書の 7-308 ページに記載しています。
			詳細な数値は、どこに記載されているか。	

表(7) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	土壌	調査	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
			土壌汚染状況調査及び詳細調査結果に	基準超過要因については、確認致します。
			ついて、基準を超過した要因にはどのよう	
			なものが考えられるか。自然由来か人為由	(5月17日委員会での回答の追加回答)
			来かを含めて、検討すべきである。	土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果、砒素、ふっ素、鉛が基準を超過しま
				したが、これらは自然由来でも確認される可能性がある物質です。しかし、準
				備書の 7-313 ページ「ウ. 地歴の状況」に記載しているとおり、「新廃棄物処
				理施設建設に伴う地歴調査業務委託(地歴調査)報告書」(平成 29 年 8 月 中
				外テクノス株式会社)によると、
				・昭和 48 年の現施設稼働以降、対象事業実施区域内の西側の敷地において、
21				仮埋立した廃棄物を搬出する工事の実施が確認されている。この仮埋立し
21				た廃棄物の詳細は不明であるものの、有害物質を含む可能性がある。
				・現施設の稼働により発生する焼却灰や、かつて存在していた旧焼却灰資源
				化施設 (溶融施設) の稼働に伴い発生したスラグには有害物質が含まれて
				いた可能性がある。
				と報告されており、エリアIの土壌中にこれらの物質が多く含まれていると
				│推定されることから、これらが基準を超過した主な要因であると考えます。特 │
				に鉛の土壌含有量が基準超過した地点 No.4、No.8 については、「土壌汚染対策
				法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成 24 年 8 月、
				環境省)に示された『自然由来の汚染と判断する際の含有量(全量分析)の上
				限値の目安 (mg/kg)』である 140mg/kg と比較しても高い値となったことから、
				人為由来の汚染である可能性が高いと考えます。

表(8) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	土壌	調査	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
	監視計画		工事の実施による土壌については、対象	対象事業実施区域外での調査につきましては、調査結果等を踏まえ、検討致
			事業実施区域内にのみ調査地点を設定し	します。なお、準備書に記載したエリアIにおける調査では、地下水汚染は確
			ており、これは土壌汚染対策法に基づく調	認されませんでした。また、対象事業実施区域内のエリア 以外の場所につき
			査としては問題ない。一方で、環境影響評	ましても、順次土壌汚染対策法に基づく調査を実施し、地下水汚染の有無を調
			価として周辺環境への影響を考えた場合	査するとともに、必要に応じて適切な対策を講じながら工事を進めてまいりま
			には、対象事業実施区域内の汚染が地下水	す。
			経由で外へ広がるというリスクも考えら	
			れる。地下水の流れが西から東であるとい	(5月17日委員会での回答の追加回答)
			うことから、現時点で対象事業実施区域外	対象事業実施区域における現地調査(土壌調査)とエリア【における土壌汚】
			の東側に調査地点を設定し、バックグラウ	染対策法に基づく調査により、対象事業実施区域の土壌汚染の概況は、現時点
			ンドを把握した上で、事後調査で汚染の有	での調査の実施が可能な範囲で把握できていること、また、順次エリア 以外
22			無を監視するといった計画はないのか。	における範囲で土壌汚染対策法に基づく調査を実施し、必要に応じて適切な対 窓よ講じる記事である。
				策を講じる計画であること等から、対象事業実施区域外での土壌調査の計画は │ ┃ ませません。 ┣ ゼト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト
				│ ありません。しかし、ご指摘の現時点での地下水質のバックグラウンドの把握 │ │ ┡ ○ 5 1 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				という観点で、地下水流向の上流側・下流側の境界付近に位置する地下水位観 測孔 G1・G2 (準備書の 7-139、140 ページ参照) において地下水質を測定する
				別れ d1・d2(华備書の /=139、140 ハーラ参照/ において地下小貝を測定する ことで、対象事業実施区域およびその周辺の現況を把握することができると考
				ことで、対象事業実施区域のよびその周辺の境況を指揮することができると考
				んより。これは追加調査として失心し、その相来と計画については計画書に記
				戦じより。 な85、この調査の項目は、工場のパ末に帰る環境率準に足のる物質 (29 物質) 及びダイオキシン類(準備書の 7-301 ページ表 7-2-182 参照)としま
				す。
				^。 事後調査については、エリア で土壌汚染が確認されていますが、土壌汚染
				対策法に基づく環境保全措置を講じる計画であること、地下水汚染は確認され
				ていないことから、その実施は計画しておりません。しかし、エリア [以外の
				土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果によって、実施を検討致します。

表(9) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
23	土壌	酒	(5月17日委員会での質疑・意見) 対象事業実施区域周辺の地下水は、南側 の布湖排水路と連続している可能性もあ るのではないか。布湖排水路は周囲の水田 の灌漑用の水路であると考えられるため、 地下水は、東側の利根川ではなく水田の操 作によって最終的に布湖排水路に出てい く可能性もある。対象事業実施区域外で土 壌の調査を検討する場合は、この点も考慮 されたい。	(5月17日委員会での回答) 対象事業実施区域外での調査につきましては、調査結果等を踏まえ、検討致

表(10) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	土壌	調査	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答の追加回答)
			土壌汚染の要因が分からない場合、現施	準備書の 7-313 ページ「ウ. 地歴の状況」で記載しているとおり、また、No. 21
			設が要因である可能性を否定できないの	の見解に記載したとおり、土壌汚染の要因は人為由来の汚染である可能性が高
			ではないか。その場合、今後建設される新	いと考えます。また、現施設もその要因の一つである可能性は否定できません。
			廃棄物処理施設に関しても、同様に汚染の	一方、新廃棄物処理施設に関しては、準備書の 2-32 ページに記載していると
			要因になるおそれはないのか。監視計画に	おり、現施設と比べて、焼却灰に関する設備はすべて建屋内に設置し、搬出時
24			は土壌や水質の調査は含まれていないが、	の対策を講じることから、土壌汚染が発生しない施設計画としています。また、
			問題ないのか。	ごみ排水についても新廃棄物処理施設はクローズド方式とし、プラント排水の
				敷地外への放流は行わないことから、排水中に有害物質が含まれることはあり
				ません。
				これらのことから、新廃棄物処理施設に関しては、汚染要因になるおそれは
				ないと考えております。したがって、供用時の監視計画に土壌や水質の調査は
		ation I.		必要ないものと考えます。
	土壌	調査	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
			現在プラスチック中間処理施設が存在	計画している緑地については、現在のところ一般公開・利用は考えていませ
			する土地は将来緑地とする計画であるが、	ん。また、土が表面に出る部分には芝を植える予定です。
			この緑地は一般公開・利用するのか。また、	
			緑地部分は土壌が露出すると思うが、準備	(5月17日委員会での回答の追加回答) ####に記載しているエルスエルス #################################
25			書においては土壌の調査地点になっていない。この地点も含め、土壌の調査は敷地	準備書に記載しているエリア I は、新廃棄物処理施設の建設予定地であり、 最も早く工事を実施するため先行して調査を実施しています。この対象事業実
			全体で実施する必要がある。	施区域内のエリアⅠ以外の場所につきましても、今後、準備書の 7-302 ページ 「(イ)既往調査」に記載したとおり、工事の進捗に応じて順次、土壌汚染対策
				「(1) 既任調査」に記載したとあり、工事の進捗に応して順次、工壌汚呆対策
				│ 法に奉うく調査を実施し、必要に応して適切な対策を講しなから工事を進める │ │ 計画です。したがって、供用時には必要な対策がすべて実施され、土壌汚染に │
				計画じり。したかつし、供用時には必要な対策がりへし美心され、工壌汚案に

表(11) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
26			土壌汚染状況調査及び詳細調査で採取	採取した試料については、写真を撮影し、柱状図を作成した後、廃棄してい
			した試料は現在保管しているのか。	ます。
	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
			確認された汚染状態が人為由来である	土壌汚染状況調査及び詳細調査は、土壌汚染対策法に基づき実施しているた
			場合、採取した試料から地山の範囲等を確	め、写真撮影、柱状図の作成及び試料観察により、人為的な盛土や地山の範囲
27			認出来ると考えられるため、写真は非常に	は把握しております。
21			重要なデータである。	また、土壌の分析についても、同法で規定されている土壌溶出量試験及び土
			また、今後調査の詳細を問われる場合も	壌含有量試験により実施しています。
			あるため、土壌の分析方法は確認しておい	
			て頂きたい。	
	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
			基準を超過した区画がある対象事業実	溶融スラグを作るための焼却灰資源化施設(溶融施設)がありました。この
28			施区域の南西には何の施設があったのか。	施設は、平成7年に稼働し、平成12年に廃止しました。
			また、その施設はいつまで稼働していたの	
			か。	
	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月 28 日現地調査での回答)
			西側の敷地境界まで工事を実施するの	新廃棄物処理施設は、敷地境界から出来るだけ離して設置します。したがっ
			か。また、土壌汚染が確認されている区画	てごみピット等の掘削で敷地境界まで工事を実施することはありません。ただ
29			も掘削するのか。	し、既存施設の基礎の撤去や土壌汚染対策工事は実施する必要があります。
				土壌汚染が確認されている区画で、新廃棄物処理施設の施工範囲と重複する
				箇所は掘削することになります。なお、土壌汚染が確認されている区画は対策
				工事(掘削除去)を実施する計画です。

表(12) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	土壌	調査、環境保	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答の追加回答)
		全措置	土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果	ご指摘の基準を超過しなかった物質も含むエリア I で実施した土壌汚染状況
			を見ると、鉛及びその化合物の含有量	調査及び詳細調査の調査結果は、別添の補足資料に示したとおりです。また、
			350mg/kg や220mg/kg といった数値は、か	これは評価書の資料編へ記載いたします。
			なり高い数値であり、砒素及びその化合物	対象事業実施区域の地歴につきましては、準備書の 7-313 ページ「ウ. 地歴
			も、その性質上非常に注意すべき物質であ	の状況」に記載の内容を確認しており、人為由来の汚染である可能性が高いと
30			る。また、準備書には基準が超過したもの	考えております。
			だけが記載されているが、超過していない	工事の実施の際には、鉛及びその化合物の含有量等、ご指摘の調査結果を鑑
			ものも記載する必要がある。まずは対象事	み、土壌汚染対策法に基づく適切な対策を、確実に実施してまいります。
			業実施区域の地歴を正確に確認し、これら	
			の物質の基準超過要因を把握した上で、エ	
			事の実施の際には確実な対策が必要であ	
		→ \n.	3.	(0 T 00 T T H T T 0 T T)
	日照阻害	予測・評価	(6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
			西側に隣接する施設は何か。施設の東側	一部事務組合が運営する障害者福祉施設です。そのため、新廃棄物処理施設
0.1			に新廃棄物処理施設が建設されると日影	はできるだけ離して設置し、緑地も配置する計画としています。 「RECOUTE DEFINE AND A 2000」
31			の影響があるのではないか。	日影については、日照阻害として予測評価を行っています。準備書の 7-332 ページ図 7-2-105 に示したとおり、1 時間の等時間日影が少し重なると予測し
				ヘーシ図 /-z-109 に示したとおり、F 時間の寺時間日影が少し里なると下測し ました。周辺は用途地域の定めがなく日影規制はありませんが、一番厳しい基
				ました。周辺は用途地域の定めがなくロ影焼制はありませんが、一番厳しい基 準を援用したとしても、その基準を満足する予測結果となっています。
	植物	調査、予測・	 (6月28日現地調査での質疑・意見)	(6月28日現地調査での回答)
	10170	評価	(0月20日祝地嗣直での貢乗・急先/ 現施設の周辺には大径木がみられるが、	(0月20日税地調査での回告) 現施設は、竣工から45年が経過しています。大径木については、現地調査を
		ат іш	現施設の竣工はどれくらい前なのか。ま	実施し、その結果は準備書の 7-346~347 ページに示しています。大径木は、合
			一た、これらのうち、残されるものと伐採さ	計で 14 本確認していますが、いずれも植栽樹となっています。このうち対象事
32			れるものは決まっているのか。大径木を伐	業実施区域の中央付近にある 2 本については残すことができると考えていま
			採するのであればベンチ等に利活用する	す。大径木の伐採後の活用については、ご助言を参考に活用方法を検討します。
			と良いのではないか。	敷地境界に生育する植物は、工事の際に一度伐採し、改めて植栽する計画と
			敷地境界に植えられている植物は伐採	しています。
			するのか。	

表(13) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
33	動物	予測・評価 一次 環境保全措置	(5月1年 大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院	(5月17日委員会での回答) 環境保全措置については、まず仮囲いを設置することにより騒音の拡散を防止する計画としています。また、低騒音型建設機械は、国土交通省がその発生騒音レベルを定量的に定めて認定しているものであり、これらを使用することで、工事中に発生する騒音レベルをある程度定量的に想定することが可能と考えています。 評価については、動物に対する騒音の影響を定量的に調査した事例が乏しいこともあり、定量的な基準は参考にしていません。本事業では、環境保全措置の実施方法等について、「事業者により実行可能な範囲内で出来る限りのより良い技術や対策を取り入れているか」という点を検討し、評価を実施しています。 (5月17日委員会後の追加意見の回答) 騒音・振動の環境保全措置については、ご指摘のとおり、相対的に影響を少なくするための措置であり、誤解を招くことがないように、その旨を評価書に記載いたします。また、この環境保全措置の実施方法等については、改めて「複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか等の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されているかどうか」という点で評価を実施します。

表(14) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
34	事業計画 景観	土地利用計画 環境保全措置	(6月28日現地調査での質疑・意見) V5地点から見たとき、現施設の手前に見 えている緑は対象事業実施区域にあるも のか。また、これらは事業の実施によって すべてなくなるのか。植栽の計画について 確認したい。	(6月28日現地調査での回答) 現施設の手前に見えている緑は対象事業実施区域にあるものです。これらは、 ほとんどが伐採され、新たに植栽をする計画です。植栽は敷地境界を中心に実 施します(準備書の2-9ページ参照)。
35	廃棄物	予測・評価、 環境保全措置	(5月17日委員会での質疑・意見) 工事の実施による影響に関し、廃棄物の 処分量を抑制するために実施される環境 保全措置の内容を確認したい。	(5月17日委員会での回答) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号) と「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成14年、千葉県)に従い、再資 源化を行うことが、環境保全措置の内容となっています(準備書の7-500ペー ジ、7-501ページ、7-502ページ参照)。
36	廃棄物	予測・評価、 環境保全措置	(5月17日委員会での質疑・意見) 現施設について、大きな更新工事履歴はなかったということから、現施設にアスベストが含まれている可能性は高いと考えられる。とすれば、アスベストがあることを事前に想定した上で、対策を講じる旨を記載する必要がある。	(5月17日委員会後の回答) ご指摘の通り、現施設にアスベストが含まれる可能性があることから、『現施 設の解体にあたっては、事前調査を実施し、アスベストの存在が確認された場 合は、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿(ア スベスト)飛散防止マニュアル」等に従い、状況に応じた対策を講じながら除 去作業を実施する。』旨を、評価書の「1. 工事の実施による廃棄物 (2)環境保 全措置」(準備書の7-502ページに該当)に記載します。

表(15) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	廃棄物	予測・評価、	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会後の回答)
		環境保全措置	工事の実施の影響に関する環境保全措	ご指摘の通り、現施設の工作物の撤去(解体工事)に関しては、紙くずの発
			置の内容の中に、紙くずの再資源化が記載	生は少ないと考えらます。よって、予測において発生量を見込んでおりません
			されているが、解体工事に伴い発生する紙	(準備書 7-501 ページ表 7-2-290)。一方で、計画施設の建設工事においては、
			くずの量は極めて小さいと考えられるの	紙くず約 7t の発生が予測されるため (準備書 7-500 ページ表 7-2-289)、これ
37			で、記載する必要性に乏しいと考える。ま	に関し、環境保全措置として紙くずの再資源化を行うことを記載しております。
			た、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄	建設リサイクル法における特定建設資材廃棄物以外の廃棄物に関しまして
			物以外の、ガラスなどその他資材の廃棄物	は、環境保全措置として、「プラスチック製品や石膏ボード等の特定建設資材以
			に関しても、十分配慮する必要がある。	外の建設資材についても、再資源化等が可能なものについてはできる限り分別
				解体等を実施し、その再資源化等を実施する。」(準備書 7-502 ページ(2) 環境保
	ا از میاب میاب	→ Vn.4 → → /m²		全措置)こととし、十分配慮するよう努めます。
	廃棄物	予測・評価、	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会後の回答)
		環境保全措置	廃棄物に関する供用時の影響は、この事	ご指摘の通り、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働によって発
			業そのものについて記載するものではな	生する再生不適合物等の廃棄物量を対象とした環境保全措置や評価について記
			い。つまり、新施設の稼働(廃棄物処理)	│載するよう、評価書において修正します。その際、現施設との比較も実施しま │ │ +
38			によって発生する、焼却灰やリサイクルセ ンターで再利用できない再生不適合物な	す。 なお、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターで再利用できない再生不適
			どの廃棄物量について記載し、新施設が稼	なお、新廃業物処理施設及びサリイグルセンダーで再利用できない再生不過 合物などの廃棄物量については、準備書 7-504 ページ表 7-2-292、7-505 ページ
			働しない場合と比較するのではなく、現施	日初などの廃棄物量に りいては、準備者 7-504 ハーラ表 7-2-292、7-505 ハーラ
			設と比較すべきではないか。	秋 / 2 230 に延り重としててれてれば 周 5 ていなす。また、将工作過日物等の 処理の流れは、準備書 2-19 ページ図 2-3-11 に示すとおり、最終処分場におい
			以これx y · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て適正に埋立処分する計画としています。
	温室効果	予測・評価、		(5月17日委員会での回答)
	ガス	環境保全措置	計画施設においては、温室効果ガスの発	- でがれては異なくの四名が - ご指摘の通り、計画施設からの温室効果ガス量は、現施設からの温室効果ガー
		外列的工作区	生量は約 15,000t-C02/年と予測されてい	ス量よりも多くなりますが、余熱を利用した発電により温室効果ガス抑制効果
			るが、発電による温室効果ガス削減量を考	が生じるため、実質的に削減効果が大きくなるものと予測しております。
			慮しないと、20,957t-CO ₂ /年である。一方	なお、発電の効果を考慮しない場合に、現施設に比べて計画施設からの温室
			で、現施設からの温室効果ガスの発生量は	効果ガス量が増加するのは、発電施設・排ガス処理施設など、電力を使用する
39			19,877t-CO₂/年となっている。	機器が、現施設より計画施設で増加するため、その分の使用電力量が多くなる
			このことは、「計画施設の方が処理能力	ことが原因となっております。
			が上がっているため温室効果ガスの量が	
			増えているが、計画施設で行う発電の効果	
			を考慮すると、実質的には削減効果が大き	
			くなる」ということを示していると理解し	
			て良いか。	

表(16) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
	温室効果	予測・評価、	(5月17日委員会での質疑・意見)	(5月17日委員会での回答)
	ガス	環境保全措置	温室効果ガス、特に一酸化二窒素(N ₂ 0)	一酸化二窒素、二酸化窒素、メタンの排出量算定には、各物質の排出係数を
			の排出量算定に用いられる排出係数に関	用いており、これらの値は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
			して、処理施設の性能が向上する効果を考	Ver. 1. 0」(平成 29 年 3 月、環境省)、「電気事業者別排出係数(特定排出者の温
			慮しているかを確認したい。下水汚泥の処	室効果ガス排出量算定用)-平成 29 年度実績-」(平成 30 年 12 月、環境省・経
			理の分野では、技術の進歩により、排出量	済産業省)に記載されている値を用いております。
			は減少しており、新廃棄物処理施設におい	ご指摘の通り、新しい施設への更新による発生量への影響は十分考えられま
			ても同様の低減がみられるはずである。そ	すが、温室効果ガス排出量については、地球温暖化対策推進法 第21条10項
40			の効果は、もし既に排ガス中の一酸化二窒	に基づき、地方公共団体が公表していることから、その算定手順を示した上記
			素の実測を行っていれば、確認できると考	ガイドラインの手法・排出係数に従い予測を行うことが、同じく公表される準
			えられる。また、そこで確認できた低減効	備書での予測において妥当であると考えました。
			果は、排出係数に反映できるものと考えら	なお、排ガス中の一酸化二窒素(N₂0)の測定は、実施しています。
			れる。このような、技術の進歩による温室	
			効果ガス発生量の低減のための努力があ	(5月17日委員会での回答の追加回答)
			るのであれば、それが見えるような記載が	排ガス中の物質の測定は、大気汚染防止法などで基準値が設定されている窒
			望ましい。	素酸化物(NOx)などについて行っております。一酸化二窒素(N₂O)に関しては実
				施しておりませんでしたので、訂正いたします。

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 【No. 30 補足資料】

エリア1における土壌汚染状況調査及び土壌汚染詳細調査結果

- ▶対象事業実施区域では、「新廃棄物処理施設建設に伴う地歴調査業務委託(地歴調査)報告書」(平成29年8月中外テクノス株式会社)による地歴調査の結果、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」が確認されました。その範囲と工事により掘削する「地下構造物(雨水流出抑制施設・ごみピット等)計画位置」とが重複し、調査可能な1地点(E1)において、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月、環告第46号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月、環告第68号)に基づき、試料の採取・分析を実施しました。その結果は、準備書7-306ページに示すとおりであり、土壌の汚染に係る環境基準に定める物質及びダイオキシン類は、全て環境基準を満足していました。
- ▶地歴調査の結果を踏まえ、新廃棄物処理施設の建設箇所を含む範囲(エリア I)において、土壌汚染状況調査及び詳細調査を実施したことから、これを既往調査として準備書で整理しました。この調査では、地歴調査結果を参考に、対象事業実施区域の土地利用の履歴や特定有害物質の使用等の状況等の情報を把握し、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の特定、土壌汚染のおそれの区分の分類を確認したうえで、第一種特定有害物質を対象とした土壌ガス調査及び土壌・地下水調査、第二種特定有害物質を対象とした土壌・地下水調査を実施しました。その結果、砒素、鉛、ふっ素による土壌汚染が確認されました。なお、これらの物質による地下水汚染やその他の物質による土壌汚染は確認されませんでした。
- ▶エリア I における土壌汚染状況調査及び詳細調査の調査範囲・区画は図1に、結果は表 1-1~表 1-4に、 それぞれ示すとおりです。

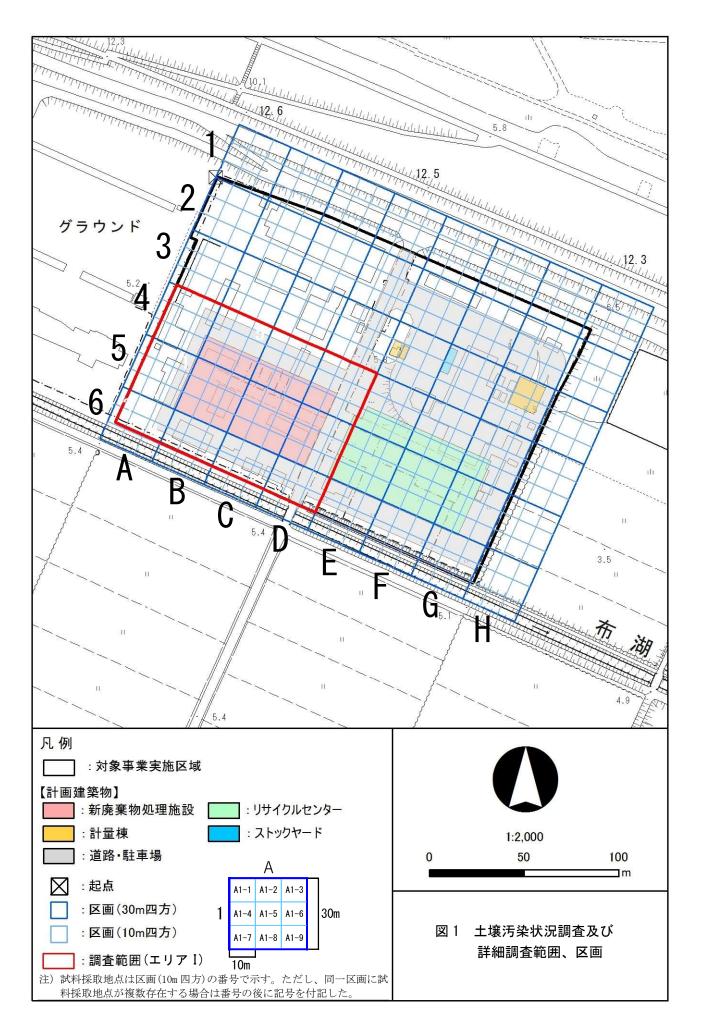


表 1-1 土壌汚染状況調査結果 (第一種特定有害物質:土壌ガス分析結果)

単位: volppm

	地点番号 (30m格子)	A4	A5	A6	B4	B5	B6	C4	C5	C6	D4	D5	D6	定量
分類	項目 試料採取地点	A4-5	A5-5W	A6-5	B4-5	B5-5	B6-5	C4-5	C5-5	C6-5	D4-5	D5-5	D6-5	下限値
	クロロエチレン	N. D.	0. 1											
	四塩化炭素	N. D.	N.D.	N. D.	0. 1									
第	1,2-ジクロロエタン	N. D.	N.D.	N. D.	0.1									
	1,1-ジクロロエチレン	N. D.	N.D.	N. D.	0. 1									
種特	シス-1,2-ジクロロエチレン	N. D.	N.D.	N. D.	0.1									
符	1, 3-ジクロロプロペン	N. D.	N.D.	N.D.	N.D.	N. D.	0. 1							
有	ジクロロメタン	N. D.	N.D.	N. D.	0.1									
害	テトラクロロエチレン	N. D.	7.9	N. D.	N. D.	N.D.	N. D.	0.1						
物	1,1,1-トリクロロエタン	N. D.	N.D.	N.D.	N.D.	N. D.	0. 1							
質	1,1,2-トリクロロエタン	N. D.	N.D.	N. D.	0.1									
	トリクロロエチレン	N. D.	0.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1						
	ベンゼン	N. D.	N.D.	N. D.	0.05									

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) 土壌ガス濃度の検出を示す。

表 1-2(1) 土壌汚染詳細調査結果(第一種特定有害物質:土壌ガス分析結果)

単位: volppm

分類	地点番号(30m格子)	C5	定量								
刀規	項目 \ 試料採取地点	C5-1	C5-2	C5-3	C5-4	C5-5	C5-6	C5-7	C5-8	C5-9	下限値
	クロロエチレン	N. D.	0.1								
	四塩化炭素	N. D.	0.1								
第	1,2-ジクロロエタン	N. D.	0.1								
	1,1-ジクロロエチレン	N. D.	0.1								
種	シス-1,2-ジクロロエチレン	N. D.	0.1								
特定	1,3-ジクロロプロペン	N. D.	0.1								
有	ジクロロメタン	N. D.	0.1								
害	テトラクロロエチレン	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	7. 9	0.1	N. D.	N. D.	N. D.	0.1
物	1,1,1-トリクロロエタン	N. D.	0.1								
質	1, 1, 2-トリクロロエタン	N. D.	0.1								
	トリクロロエチレン	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0. 1
	ベンゼン	N. D.	0.05								

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) : 土壌ガス濃度の検出を示す。

表 1-2(2) 土壌汚染詳細調査結果(第一種特定有害物質:土壌溶出量試験)

単位:mg/L

를 되나 그리 것의 1시나 스트			0F F		平 <u> </u> 址 : lilg/ L
試料採取地点			C5-5		
試料採取深度 \ 項目 (深度 m)	1,1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエ チレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	クロロエチレン
表層	N. D.	N. D.	0.0068	N. D.	N. D.
0.5	N. D.	N. D.	0.0015	N. D.	N. D.
1.0	N. D.	N. D.	0.0030	0.0003	N. D.
2.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
3. 0	N. D.	N. D.	0.0024	0.0005	N. D.
4.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
5. 0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
6.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
7. 0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
8.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
9.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
10.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
定量下限値	0. 0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
汚染状態に 関する基準	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.03以下	0.002以下

表 1-2(3) 土壌汚染詳細調査結果(第一種特定有害物質:地下水調査)

単位:mg/L

試料採取地点			C5-5		1 1 3 3 3 5 7
項目	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエ チレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	クロロエチレン
地下水	N. D.	0.003	N. D.	N. D.	N. D.
定量下限値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.0002
地下水基準	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.03以下	0.002以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) . 基準超過を示す。

表 1-3(1) 土壌汚染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壤溶出量試験mg/L、土壤含有量試験mg/kg

分類	地点番号(30m格子)	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A5	A5	A 5	A 5	A5	A 5	A5	A5	A6	A6	A6	定量	汚染状態に
万短	項目 \試料採取地点(表層)	A4-2	A4-3	A4-5	A4-6	A4-8	A4-9	A5-1	A5-2	A5-3W	A5-5N	A5-6W	A5-7	A5-8E	A5-9N	A6-1E	A6-2N	A6-3E	下限値	関する基準
	カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下								
	六価クロム化合物	N. D.	0.007	0.022	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下								
	土 シアン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと								
	壊 浓制及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと								
Arts:	量 セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	0.001	N. D.	0.002	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下								
弗	試 鉛及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下								
種	験 砒素及びその化合物	0.003	0.001	0.005	N. D.	0.001	0.003	N. D.	0.003	0.001	0.003	0.001	0.001	0.004	N. D.	0.001	N. D.	0.003	0.001	0.01以下
特	ふっ素及びその化合物	0.35	0.32	0.42	0.26	0.33	0.16	0.59	0.66	0.33	0.35	0.10	0.57	0.47	0.20	1. 1	0.52	0. 53	0.08	0.8以下
定	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下								
有	カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	N. D.	N. D.	5	150以下								
害	☆価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下								
質	立 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下								
	水銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.03	N. D.	N. D.	0.03	N. D.	N. D.	0.02	0.02	0.03	N. D.	0.02	0.04	0.03	N. D.	0.02	15以下
	月 セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下								
	監 鉛及びその化合物	9	38	10	8	20	26	36	49	23	22	38	20	14	10	56	37	8	5	150以下
	職	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下								
	ふっ素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下								
	ほう素及びその化合物	N. D.	11	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下				

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

表 1-3(2) 土壌汚染状況調査結果(第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壤溶出量試験mg/L、土壤含有量試験mg/kg 地点番号(30m格子) B4 B4 В4 B4 B5 B5 В5 B5 B5 B5 定量 汚染状態に 分類 項目 \試料採取地点(表層) B4-1 B4-2 B4-3 B4-4 B4-5 B4-6 B4-7 B4-8 B4-9 B5-1N B5-2N B5-3N B5-4 B5-5 B5-6 B6-1W 下限値 関する基準 カドミウム及びその化合物 N. D. N. D. 0.006 N. D. 0.001 0.01以下 N D N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. N D N. D. N. D. N. D. N. D. 六価クロム化合物 0.005 0.05以下 N. D. N.D. N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. N. D. N D N. D. 不検出 シアン化合物 不検出 検出されないこと 0.1 壌 水銀が0.0005以下、 溶 水銀及びその化合物 N. D. 0.0005 N. D. かつ.アルキル水銀が栓 出されないこと セレン及びその化合物 N. D. 0.001 0.01以下 量 第 試 鉛及びその化合物 N. D. 0.014 N. D. 0.001 0.01以下 験 砒素及びその化合物 0.003 0.003 0.006 0.005 0.010 0.006 0.003 N. D. 0.001 0.001 0.005 0.002 0.002 0.003 N. D. 0.001 0.01以下 N. D. 種 ふっ素及びその化合物 0.39 0.29 0.54 0.87 0.56 0.38 0.33 0.20 0.25 N. D. 0.16 0.14 0.26 0.46 0.62 0. 56 0.08 0.8以下 特 ほう素及びその化合物 N. D. N. D. N. D. N.D. N.D. N.D. N. D. N. D. N. D. N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. 0.1 1以下 定 有 カドミウム及びその化合物 N. D. 150以下 N. D. N. D. N. D. 5 害 六価クロム化合物 N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N. D. N.D. N. D. N. D. N.D. N.D. N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. 5 250以下 物 遊離シアンとして ☆ シアン化合物 N. D. 5 質 50以下 N. D. 水銀及びその化合物 N. D. 0.02 0.03 N. D. 0.03 15以下 セレン及びその化合物 N. D. 150以下 鉛及びその化合物 5 14 29 10 20 36 9 20 13 13 16 5 150以下 11 9 11 試 砒素及びその化合物 N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. 5 150以下 N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. ふっ素及びその化合物 100 N. D. N.D. N.D. N.D. N.D. N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. N.D. N.D. N. D. N. D. N. D. N.D. 4000以下

N. D.

N. D.

N. D.

N. D.

N. D.

N. D.

4000以下

N. D.

ほう素及びその化合物

N. D.

N. D.

N. D.

N. D.

N. D.

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

表 1-3(3) 土壌汚染状況調査結果(第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壤溶出量試験mg/L、土壤含有量試験mg/kg

		地点番号(30m格子)	C4	C5	C5	D4	D4	D4	定量	汚染状態に								
分類		項目 \試料採取地点(表層)	C4-1	C4-2	C4-3	C4-4	C4-5	C4-6	C4-7	C4-8	C4-9	C5-1	C5-4	D4-1W	D4-4W	D4-7W	下限値	関する基準
		カドミウム及びその化合物	N. D.	0.001	0.01以下													
		六価クロム化合物	N. D.	0.005	0.05以下													
	土	シアン化合物	不検出	0.1	検出されないこと													
	壌溶出	水銀及びその化合物	N. D.	0. 0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと													
tota	量	セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	0.001	N. D.	0.001	N. D.	0.001	0.01以下								
第一	試	鉛及びその化合物	N. D.	0.001	0.01以下													
種	験	砒素及びその化合物	0.002	0.001	0.006	N. D.	N. D.	0.005	N. D.	0.001	0.014	0.001	0.007	0.001	0.004	0.001	0.001	0.01以下
特		ふっ素及びその化合物	0.48	0.21	0.69	0.21	0.11	0.59	0.13	0.13	0.48	0.32	0.34	0.35	0.58	0.37	0.08	0.8以下
定		ほう素及びその化合物	N. D.	0. 2	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下									
有		カドミウム及びその化合物	N. D.	5	150以下													
害	T.	六価クロム化合物	N. D.	5	250以下													
物質	土壌、	シアン化合物	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下													
	含女	水銀及びその化合物	N. D.	0.02	15以下													
	月早	セレン及びその化合物	N. D.	5	150以下													
	生法	鉛及びその化合物	47	85	12	64	43	10	13	220	15	15	66	8	12	9	5	150以下
	験	砒素及びその化合物	N. D.	5	150以下													
		ふっ素及びその化合物	140	230	N. D.	180	170	N. D.	N. D.	380	N. D.	N. D.	190	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
		ほう素及びその化合物	58	100	N. D.	82	53	N. D.	8	130	N. D.	N. D.	38	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

表 1-3(4) 土壌汚染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壤溶出量試験mg/L、土壤含有量試験mg/kg 地点番号(30m格子) C5 D5 Α4 A6 B5 B6 C6 D4 D6 汚染状態に 分類 C5 A4 A6 B5 B6 C6 D5 D6 項目 \ 試料採取地点(表層) 下限値 関する基準 A6-5 A6-6 (4) (5, 6)(7, 8, 9)(2, 3, 4, 5, 6) (2, 5, 6, 7, 8) (2, 3, 4, 5, 6)(2. 5. 6. 8. 9) (2, 4, 5, 6, 8) (1, 2, 4, 5, 6)カドミウム及びその化合物 N. D. 0.001 0.01以下 六価クロム化合物 N.D. N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. N. D. N.D. N. D. 0.005 0.05以下 シアン化合物 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 0.1 検出されないこと _ _ 壌 水銀が0.0005以下、 溶 水銀及びその化合物 N. D. 0.0005 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと セレン及びその化合物 N.D. N.D. N.D. N. D. N. D. N. D. N.D. N.D. N. D. 0.001 0.01以下 量 第二種 試 鉛及びその化合物 N. D. N. D. N.D. N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. 0.001 0.01以下 N. D. 験 砒素及びその化合物 N. D. 0.002 _ _ 0.003 0.001 0.001 0.002 N. D. 0.001 N. D. 0.001 0.01以下 ふっ素及びその化合物 0.11 0.57 0.55 0.34 0.31 0.33 0.22 0.25 0.19 0.08 0.8以下 特定 ほう素及びその化合物 N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. 1以下 N. D. N. D. N. D. 0.1 有 カドミウム及びその化合物 N. D. N. D. _ ___ N. D. 5 150以下 害 六価クロム化合物 N. D. N.D. __ N.D. N.D. N. D. N. D. N. D. N.D. N. D. 5 250以下 物 遊離シアンとして シアン化合物 N. D. 5 質 壌 50以下 含 水銀及びその化合物 0.05 N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. 0.03 N. D. N. D. 0.02 15以下 セレン及びその化合物 N. D. N. D. __ N. D. N. D. N. D. N. D. N. D. N.D. N. D. 5 150以下 鉛及びその化合物 100 180 20 350 24 46 12 12 14 19 11 5 150以下 試 砒素及びその化合物 N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N. D. N.D. N.D. N. D. 5 150以下 験 ふっ素及びその化合物 N. D. 100 4000以下 ほう素及びその化合物 4000以下 N.D. 5 _ _ 6 5 N. D. N. D. N.D. 13 N. D. 5

注2) . 基準超過を示す。

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) : 基準超過を示す。

表 1-3(5) 土壤污染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:十壤溶出量試験mg/L. 十壤含有量試験mg/kg

_														<u>1世:上</u> 場俗山里	- volvime/ Liv -	L 3/ L 11 = 17 (1/116/ 116
		地点番号(30m格子)	A 5	A 5	A5	A 5	A5	A 5	A 5	A 5	A5	A 5	A 5	A 5	定量	汚染状態に
分類]	項目 \ 試料採取地点	A5-3N	A5-3S	A5-5S	A5-5S	A5-6E	A5-6W	A5-7	A5-7	A5-8W	A5-8W	A5-9E	A5-9E	下限値	関する基準
		(深度 m)	(0.5~1.0m)	(0. 24~0. 74m)	(2. 1~2. 6m)	(2. 6~3. 1m)	(0. 24~0. 74m)	(3. 2∼3. 7m)	(0. 24~0. 74m)	(0.3~0.8m)	(2.15~2.65m)	(2.65~3.15m)	(0. 24~0. 74m)	(0.3~0.8m)	1. 放順	因りる本字
	7	カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	7	六価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下
	土	シアン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
	壌 沼出	水銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと
	量日	セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
第	試針	鉛及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	験石	砒素及びその化合物	N. D.	N. D.	0.005	0.001	0.001	N. D.	0.001	0.001	0.005	0.013	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
特	Ž	ふっ素及びその化合物	0.27	0.30	0. 57	0. 24	0.60	0. 27	0.72	0.75	0.52	0. 53	0.57	0. 57	0.08	0.8以下
定	l	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	N. D.	N. D.	0.1	1以下
有	7	カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	5	N. D.	5	150以下
害	. 7	六価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下
物質	土壌	シアン化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下
	含 2	水銀及びその化合物	0.02	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.03	0.03	N. D.	0.03	0.03	0.03	0.02	15以下
	1000	セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	計	鉛及びその化合物	9	9	58	7	10	13	19	23	9	27	20	65	5	150以下
		砒素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	1	ふっ素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
	l	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-3(6) 土壤污染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壌溶出量試験mg/L、土壌含有量試験mg/kg

	地点番号(30m格子)	A6	A6	A6	A6	A6	B5	B5	B5	B5	B5	B5	B5	定量	汚染状態に
分類	項目 \ 試料採取地点 (深度 m)	A6-1W (0.3~0.8m)	A6-2S (0. 35~0. 85m)	A6-3W (0. 4~0. 9m)	A6-6 (0. 4~0. 9m)	A6-6 (1.0~1.5m)	B5−1N (0.6∼1.1m)	B5−1S (0. 35∼0. 85m)	B5−1S (0.5∼1.0m)	B5−2N (0. 7∼1. 2m)	B5-2S (0. 3~0. 8m)	B5−3N (0. 8∼1. 3m)	B5−3S (0. 2∼0. 7m)	下限値	関する基準
	カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	六価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下
	土 シアン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
	壊 水銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと
l I	量 セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
第一	試 鉛及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
種	験 砒素及びその化合物	0.001	0.002	N. D.	0.002	0.001	0.005	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.01以下
特	ふっ素及びその化合物	0.62	0.48	0.43	0.89	0.82	N. D.	0.14	0.32	0.51	0.36	0.16	0.28	0.08	0.8以下
定	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下
有	カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
害	六価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下
物質	主 壌 シアン化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下
	含 水銀及びその化合物	N. D.	0.02	0.02	0.02	0.03	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	N. D.	N. D.	0.02	15以下
	^有 セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	量 鉛及びその化合物	7	8	90	88	81	7	10	17	18	13	6	7	5	150以下
	験 砒素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	ふっ素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

 ∞

表 1-3(7) 土壌汚染状況調査結果(第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位・十壌溶出量試験mg/L + 堆含有量試験mg/kg

													-	2位:土壌浴出量部	へ例欠IIIg/L、 .	土壌含有量試験mg/kg
		地点番号(30m格子)	B5	B5	B5	B5	B6	B6	B6	B6	C5	C5	C5	D4	定量	汚染状態に
分類		項目 \ 試料採取地点 (深度 m)	B5-4 (0. 35∼0. 85m)	B5-5 (0.35∼0.85m)	B5−7 (0.35∼0.85m)	B5−8 (0. 35∼0. 85m)	B6−1E (0. 4∼0. 9m)	B6-2 (0.35∼0.85m)	B6−3 (0.4∼0.9m)	B6−4 (0.4~0.9m)	C5−1 (0.9∼1.4m)	C5-2 (1. 0∼1. 5m)	C5−3 (1.1~1.6m)	D4−1E (1.5∼2.0m)	下限値	関する基準
		カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	l E	六価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.006	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下
	土	シアン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
	壌 溶出	水銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0. 0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと
	量	セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
第	試	鉛及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	験	砒素及びその化合物	0.002	0.003	0.002	0.004	0.001	0.002	0.002	N. D.	0.003	0.008	0.001	0.002	0.001	0.01以下
特	[ふっ素及びその化合物	0.29	0.27	0.59	0. 67	0.55	0.54	0.49	0. 58	0.50	0. 57	0.29	0.21	0.08	0.8以下
定		ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下
有		カドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
害	l . [六価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下
物質	土壌	シアン化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下
	含 :	水銀及びその化合物	N. D.	N.D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	0.04	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	15以下
	有品	セレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	里法	鉛及びその化合物	14	11	12	11	17	23	15	25	11	11	9	7	5	150以下
	験	砒素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	l	ふっ素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
		ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

注1) N.D.:定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-3(8) 土壤污染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壌溶出量試験mg/L、土壌含有量試験mg/kg 地点番号(30m格子) 項目 \ 試料採取地点 汚染状態に 分類 D4-4E D4-7E 下限値 関する基準 (1.4~1.9m) (1.3~1.8m) (1.2~1.7m) (深度 m) カドミウム及びその化合物 0.01以下 N. D. N.D. N. D. 0.001 六価クロム化合物 N. D. N. D. N. D. 0.005 0.05以下 シアン化合物 不検出 不検出 不検出 検出されないこと 水銀が0 0005以下 水銀及びその化合物 N. D. N.D. N. D. 0.0005 出されないこと セレン及びその化合物 N. D. N. D. N. D. 0.001 0.01以下 第二種 試 鉛及びその化合物 N. D. N.D. N. D. 0.001 0.01以下 験 砒素及びその化合物 0.006 0.003 0.003 0.001 0.01以下 ふっ素及びその化合物 0.59 0.08 0.8以下 0.63 0.37 ほう素及びその化合物 N. D. N. D. N. D. 0.1 1以下 有害物質 カドミウム及びその化合物 N. D. N. D. N. D. 5 150以下 六価クロム化合物 N. D. N. D. N. D. 250以下 遊離シアンとして 50以下 シアン化合物 5 N. D. N.D. N. D. 水銀及びその化合物 N. D. N. D. N. D. 0.02 15以下 セレン及びその化合物 N. D. N. D. 5 150以下 N.D. 鉛及びその化合物 16 150以下 8 6 砒素及びその化合物 N. D. N. D. N. D. 150以下 ふっ素及びその化合物 N. D. N. D. N. D. 100 4000以下 ほう素及びその化合物 4000以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-3(9) 土壤污染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壤溶出量試験mg/L、土壤含有量試験mg/kg

		地点番号(30m格子)	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A5	A5	A5	A5	A5	A5	定量	汚染状態に
分類	ij	頁目 \ 試料採取地点 (深度 m)	A4-2 (3. 3~3. 8m)	A4-3 (3. 7~4. 2m)	A4-5 (3.5~4.0m)	A4-6 (3. 6-4. 1m)	A4-8 (3.3~3.8m)	A4-9 (3. 4~3. 9m)	A5-2 (4.0~4.5m)	A5-3W (3. 4~3. 9m)	A5-5N (3. 7~4. 2m)	A5-6W (4. 2~4. 7m)	A5-8W (2. 8~3. 3m)	A5-9N (3. 0~3. 5m)	下限値	関する基準
	カ	1ドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	六	に価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下
		アン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
	壌 溶 ル	(銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと
	量セ	マレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
第	試 鉛	A及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	験 础	t素及びその化合物	0.001	0.004	0.006	0.002	0.002	0.003	0.001	0.022	0.010	N. D.	0.028	0.004	0.001	0.01以下
特	Š	っっ素及びその化合物	0.14	0.18	0. 25	N. D.	0.14	0. 15	0. 10	0. 28	0. 18	N. D.	0.34	0.11	0.08	0.8以下
定	13	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下
有	カ	1ドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
害		に価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下
物質	一块	アン化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下
	_	く銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	15以下
	有量も	アレン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
		A及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
1	験	t素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	_	っっ素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
	Ei	ほう素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-3(10) 土壌汚染状況調査結果(第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壌溶出量試験mg/L、土壌含有量試験mg/kg

		地点番号 (30m格子)	B4	B5	B5	B5	定量	工仇业能1-								
分類	項目	∃ \ 試料採取地点 (深度 m)	B4-1 (3. 2~3. 7m)	B4-2 (3. 2~3. 7m)	B4-3 (3. 0~3. 5m)	B4-4 (3. 2~3. 7m)	B4-5 (2. 8~3. 3m)	B4-6 (3. 6~4. 1m)	B4-7 (4. 0~4. 5m)	B4-8 (3. 6~4. 1m)	B4-9 (3. 7~4. 2m)	B5-1N (2. 8~3. 3m)	B5-2N (3. 5~4. 0m)	B5-3N (3. 0~3. 5m)	下限値	汚染状態に 関する基準
	カト	ドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下									
	六個	mクロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下									
	土 シア	アン化合物	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと									
	寮 溶 水錐	 艮及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと									
	量セレ	レン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下									
第	試 鉛及	及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下									
種	験 砒素	表及びその化合物	0.009	0.005	N. D.	0.004	N. D.	0.001	0.002	0.002	0.001	0.006	0.009	0.004	0.001	0.01以下
特	ふつ	>素及びその化合物	0. 26	0.39	0.08	0. 16	0.11	0.10	0.11	0.09	0.09	0. 13	0.17	0. 20	0.08	0.8以下
定	ほう	う素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下									
有	カト	ドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下									
害	六個	Hクロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下									
物質	土 歩ア	アン化合物	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下									
	含 水錐	限及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	15以下									
	月 セレ	ン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下									
	計 鉛及	及びその化合物	N. D.	5	5	5	150以下									
	験 砒素	素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下									
		>素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下									
	ほう	素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下									

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) : 基準超過を示す。

表 1-3(11) 土壤污染状況調査結果 (第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:土壌溶出量試験mg/L、土壌含有量試験mg/kg

_															440/CIII.B/ D/ -	L读占有 里武峽IIIg/ Kg
		地点番号(30m格子)	B5	B5	B5	C4	C4	C4	C4	C4	C4	C4	C4	C4	定量	汚染状態に
分類	項	目 \ 試料採取地点	B5-4	B5-5	B5-6	C4-1	C4-2	C4-3	C4-4	C4-5	C4-6	C4-7	C4-8	C4-9	下限値	関する基準
		(深度 m)	(3. 2~3. 7m)	(3.5~4.0m)	(3.7~4.2m)	(3.1~3.6m)	(2.4~2.9m)	(2.5~3.0m)	(3. 4~3. 9m)	(4.0~4.5m)	(3.5~4.0m)	(3. 7~4. 2m)	(4. 0~4. 5m)	(3.5~4.0m)	門別門	因りる卒牛
	力	ドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
	六	価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下
	土シ	アン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
	壊 溶 水	銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと
	量セ	レン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
第一	試 鉛	及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
種	験 砒	素及びその化合物	0.006	0.008	0.021	0.001	0.003	0.001	N. D.	0.001	0.001	N. D.	N. D.	0.001	0.001	0.01以下
特	S	っ素及びその化合物	0. 18	0.15	0. 24	N. D.	0.25	0.09	0.08	N. D.	0.09	N. D.	N. D.	0.08	0.08	0.8以下
定	ほ	う素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下
有	カ	ドミウム及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
害	. 六	価クロム化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下
物質	土壌シ	アン化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下
	営 水	銀及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	15以下
	月号セ	レン及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	nil .	及びその化合物	N. D.	N. D.	5	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	7/	素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
		っ素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
	ほ	う素及びその化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

表 1-3(12) 土壌汚染状況調査結果(第二種特定有害物質:土壌溶出量試験・土壌含有量試験)

単位:十壤溶出量試験mg/L。十壤含有量試験mg/kg

_			-								NOXIIIS/L\	L 張 召 有 里 武 映 Mg/ Kg
			均	也点番号(C5	C5	D4	D4	D4	定量	汚染状態に
分類		項目	/	試料採取	双地点	C5-1	C5-4	D4-1W	D4-4W	D4-7W	下限値	関する基準
				(深度	₹ m)	(3.5~4.0m)	(3. 6~4. 1m)	(2.8~3.3m)	(2.6~3.1m)	(2.6~3.1m)	LAKIE	対する本件
		カドミ	ウ.	ム及びその	化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
		六価ク	口.	ム化合物		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.005	0.05以下
	土	シアン	化1	合物		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
	壌溶出	水銀及	び	その化合物	9	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が検 出されないこと
	量	セレン	及(びその化合	物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
第一	試	鉛及び	そ	の化合物		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.001	0.01以下
種	験	砒素及	び	その化合物	J	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01以下
特		ふっ素	及(びその化合	物	0.14	0.11	N. D.	0.10	0.12	0.08	0.8以下
定有		ほう素	及	びその化合	物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.1	1以下
有		カドミ	ウ・	ム及びその	化合物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
害	١.	六価ク	口.	ム化合物		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	250以下
物質	土壌	シアン	化1	合物		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	遊離シアンとして 50以下
	含	水銀及	び	その化合物	J	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.02	15以下
	有量	セレン	及(びその化合	物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	土試	鉛及び	そ	の化合物		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
	験	砒素及	び	その化合物	7	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	150以下
		ふっ素	及	びその化合	物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	100	4000以下
		ほう素	及	びその化合	物	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	4000以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) : 基準超過を示す。

表 1-4(1) 土壤污染詳細調査結果 (第二種特定有害物質)

試料採取地点	A5-3W	A5-8W	A6-1E
試料採取深度 \ 項目	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
(深度 m) (単位)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
表層	0.001	0.004	1. 1
0.75		_	0. 58
1.0	0.005	0.001	0.37
1.85~2.35	_	0. 013	_
2.0	0.004	0.004	0.45
2.8	_	0.007	_
2.8~3.3	_	0. 028	_
3.0	0.005	_	_
3.4	0.020	_	_
3.5	_	0.006	_
3.4~3.9	0.022	_	_
4.0	0.007	0.002	_
5. 0	0.001	0.001	_
土壌汚染の範囲	3.0∼4.0m	1.0∼3.5m	0∼0.75m
汚染状態に関する基準	0.01以下	0.01以下	0.8以下

注1) N. D. : 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-4(2) 土壤污染詳細調査結果 (第二種特定有害物質)

試料採取地点	A6	6-6	B4-3		
試料採取深度 \ 項目 (深度 m) (単位)	鉛及びその化合物 (mg/kg)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)		
表層	350	0. 57	0.87		
0.4~0.9	88	0.89	_		
0.75		_	0.65		
1.0	85	_	0. 73		
1.0~1.5	81	0.82	_		
2.0	N. D.	0.50	0. 23		
3.0		0.41	0. 14		
3.0~3.5	-	_	0.08		
土壌汚染の範囲	0~:	0∼0.75m			
汚染状態に関する基準	150以下	0.8以下	0.8以下		

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-4(3) 土壤污染詳細調査結果 (第二種特定有害物質)

試料採取地点	B4-8	B5-6	C4-8
試料採取深度 \ 項目 (深度 m) (単位)	鉛及びその化合物 (mg/L)	砒素及びその化合物 (mg/L)	鉛及びその化合物 (mg/kg)
表層	0.014	0.003	220
0. 75	_		9
1.0	0.32	0.011	6
1.5	0.004	_	_
2.0	N. D.	0. 024	8
3.0	N. D.	0.024	24
3.6	N. D.	_	_
3. 6∼4. 1	N. D.	_	_
3.7	_	0.004	_
3.7~4.2	_	0.021	_
4.0	_	_	5
4.0~4.5		_	N. D.
4. 5		0.003	
5. 0	_	0.002	_
6.0	_	0.004	_
土壌汚染の範囲	0∼1.5m	0.5∼4.5m	$0\sim0.75$ m
汚染状態に関する基準	0.01以下	0.01以下	150以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-4(4) 土壤污染詳細調査結果 (第二種特定有害物質)

試料採取地点	C4-9
試料採取深度 \ 項目 (深度 m) (単位)	砒素及びその化合物 (mg/L)
表層	0.014
0.75	0.003
1.0	0.002
2.0	0.008
3.0	0.002
3. 5	0.001
3.5~4.0	0.001
土壌汚染の範囲	0∼0.75m
汚染状態に関する基準	0.01以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) : 基準超過を示す。

表 1-4(5) 土壤污染詳細調査結果(第二種特定有害物質:地下水調査)

試料採取地点	A5-3W	A5-8W	A6-1E
項目 (単位)	砒素及びその化合物 (mg/L)	砒素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)
地下水	0.001	N. D.	0.09
定量下限値	0.001	0.001	0.08
地下水基準	0.01以下	0.01以下	0.8以下

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。 注2) : 基準超過を示す。

表 1-4(6) 土壤污染詳細調査結果 (第二種特定有害物質:地下水調査)

試料採取地点	A6-6	B4-3	B4-8
項目 (単位)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	鉛及びその化合物 (mg/L)
地下水	0.11	N. D.	N. D.
定量下限値	0.08	0.08	0.001
地下水基準	0.8以下	0.8以下	0.01以下

注1) N. D. : 定量下限値未満を示す。

注2) . 基準超過を示す。

表 1-4(7) 土壤污染詳細調査結果 (第二種特定有害物質:地下水調査)

試料採取地点	B5-6	C4-9		
項目	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物		
(単位)	(mg/L)	(mg/L)		
地下水	0.001	0.001		
定量下限値	0.001	0.001		
地下水基準	0.01以下	0.01以下		

注1) N.D.: 定量下限値未満を示す。

注2) . 基準超過を示す。